

京都市告示第202号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成30年7月9日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
深草経199号線	伏見区深草ケナサ町15番の6地先	旧	メートル 33.56	メートル 6.20 ~ 9.99
		新	11.52	6.20
深草緯39号線	伏見区深草ススハキ町33番地の6地先から伏見区深草ケナサ町13番地先まで	旧	メートル 123.50	メートル 4.50 ~ 7.20
		新	123.50	5.63 ~ 12.21

(建設局土木管理部道路明示課)